

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.010

処 分 名	流水の占用の許可
処 分 の 概 要	河川の流水には制限があるので、その使用を自由に放置しておけば、いたずらに混乱が生じるため、河川の流水を公権力の管理下に置き、特定の流水の使用について許可を与えるもの。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 3 条 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 1 1 条
審 査 基 準	①水利使用の公益性及び実行の確実性があること ②取水予定量が河川の流況等に照らし安定的に取水可能であること ③他の河川の使用に対するその他の影響が少ないこと ④工作物の設置又はその工事による治水等への影響が小さいこと
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しない。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十三条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。

■河川法施行規則

第十一条 水利使用に関する法第二十三条の許可又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の1）による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

（イ） 治水

（ロ） 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

（ハ） 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

（ニ） 漁業

（ホ） 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）